

# 令和2年度

## 第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議

### 会議資料

令和2年度青少年健全育成町民会議委員名簿 .....	1
(議案1) 令和2年度役員を選任(案)について .....	2
(議案2) 令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画(案)について .....	3
(議案3) 令和2年度青少年育成センター事業計画(案)について .....	11
(参考資料) 青少年健全育成関係組織図等 .....	12

令和2年度宝達志水町青少年健全育成町民会議  
委員名簿

(順不同)

No	所 属	団体名	役 職	氏 名	備 考
1	宝達志水町		町長	寶 達 典 久	会長
2	宝達志水町	教育委員会	教育長	細 江 孝	副会長
3	宝達志水町	区長会	代表	飯 尾 保 富	
4	宝達志水町	民生・児童委員協議会	会長	中 村 俊 夫	
5	羽咋保護区	保護司会宝達志水町支部	支部長	嘉 門 昌 平	
6	羽咋地区	更生保護女性会	支部長	子 浦 田 巳 智 子	
7	宝達志水町	社会教育委員	議長	向 瀬 泰 興	
8	宝達志水町	老人クラブ連合会	代表	秋 田 喜 憲	
9	宝達志水町	体育協会	会長	寺 崎 敏 治	
10	宝達志水町	文化協会	副会長	赤 池 嘉 久	
11	宝達志水町	商工会青年部	部長	大 窪 昌 次	
12	宝達志水町	交通安全協会	会長	橘 隆 春	
13	石川県	青少年育成推進指導員	代表	澤 田 徳 子	
14	宝達志水町	羽咋警察署	代表	本 江 弘 志	
15	石川県	宝達高等学校	代表	山 森 宣 和	
16	宝達志水町	小・中・高生徒指導連絡会議	代表	西 住 昭 真	
17	宝達志水町	PTA連合会	副会長	北 篤 志	
18	宝達志水町	保育士会	代表	階 戸 峰 子	
19	宝達志水町	学校教育課	課長	岡 田 正 人	

【防犯担当課】

総務課危機管理室	室長	宮 本 孝 則	
----------	----	---------	--

【事務局】

宝達志水町教育委員会事務局 生涯学習課	課長	坂 井 賢	事務局
	課長補佐	上 野 峰 子	事務局
	主事	丸 山 恵 里 香	事務局

## 役員の選任(案)

## ◇ 青少年健全育成町民会議

会 長            寶 達 典 久    (町長)

副会長           細 江 孝        (教育長)

## ◇ 青少年育成委員会

委員長           細 江 孝        (青少年育成センター所長)

副委員長        澤 田 徳 子    (県青少年育成推進指導員代表)

## ◇ あいさつ運動推進委員会

委員長           細 江 孝        (教育長)

## ◇ 健全育成モニター会議

委員長           飯 尾 保 富    (区長会代表)

## ◇ 小・中・高生徒指導連絡会議

委員長           西 住 昭 真    (宝達中学校長)

議案2

令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画(案)

実施日	事業名	内容	委員会
<del>4月6日</del> <del>～13日</del> 中止	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
6月中旬 書面決議	第1回青少年健全育成町民会議	令和2年度事業計画等の審議	町民会議
6月下旬 書面決議	第1回青少年育成委員会	令和2年度巡回指導計画等の審議	青少年育成委員会
6月1日 ～8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
7月1日 ～31日	青少年の非行・被害防止 全国強調週間	青少年の非行防止活動の実施・啓発	町民会議
<del>7月中旬</del> 中止	社会を明るくする運動 街頭キャンペーン	商店前での啓発リーフレットの配布	町民会議
9月1日 ～8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
9月1日 ～30日	グッドマナーキャンペーン	学校周辺・駅等での街頭指導及び巡回・啓発活動の実施	町民会議
11月1日 ～30日	子ども若者育成支援強調週間	青少年健全育成活動の実施・啓発	町民会議
11月3日	心の教育推進大会	心の教育の実践事例発表及び講演等	町民会議
11月2日 ～10日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
2月中旬	第2回青少年健全育成町民会議	令和2年度事業報告等の審議	町民会議
2月下旬	第2回青少年育成委員会	令和2年度巡回指導報告等の審議	青少年育成委員会
その他の事業 青少年育成委員会…巡回指導			

# 令和2年度あいさつ運動推進委員会 巡回・啓発活動

## 6月

日	1	2	3	4	5	8
	月	火	水	木	金	月
巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
運転手	藤森省吾 生	丸山恵里香 生	山田松夫 生	畑山光夫 生	松田真由美 生	丸山恵里香 生
あいさつ運動 推進委員	實達典久	細江 孝	坂井 賢	定免敏彦 生	上野峰子 生	浅川治世 生
指導地区						
役場職員						

## 9月

日	1	2	3	4	7	8
	火	水	木	金	月	火
巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
運転手	山田松夫 生	藤森省吾 生	上野峰子 生	松田真由美 生	畑山光夫 生	浅川治世 生
あいさつ運動 推進委員	橘 隆春	岡田正人	寺崎敏治	大窪昌次	澤田徳子	子浦田巳智子
指導地区						
役場職員						

## 11月

日	2	4	5	6	9	10
	月	水	木	金	月	火
巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
運転手	丸山恵里香 生	上野峰子 生	藤森省吾 生	山田松夫 生	畑山光夫 生	浅川治世 生
あいさつ運動 推進委員	赤池嘉久	中村俊夫	老人クラブ連合会代表者	飯尾保富	嘉門昌平	向瀬泰興
指導地区						
役場職員						

※集合場所は、押水地区は宝達志水町埋蔵文化財センター（旧押水図書館前）、志雄地区は役場庁舎前です。午前7時10分までにお越しください。

※巡回時間 AM7：10～7：40

## 令和2年度グッドマナーキャンペーン実施要項

### 1 趣 旨

町内の小学校、中学校、高等学校、青少年の健全育成に関わるすべての団体が連携・協力して、青少年に公共マナーなどを呼びかけるキャンペーンを実施し、本町青少年の公共マナーや交通ルールに対する規範意識の向上を図る。

また、本キャンペーンの実施により、青少年健全育成活動の輪を広げ、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運を高める。

### 2 事業主体

宝達志水町青少年健全育成町民会議

### 3 期 間

令和2年9月1日（火）～8日（火）6日間（土・日を除く）

### 4 時 間

午前7時10分～7時40分（児童・生徒の登校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

午後4時00分～5時00分（児童・生徒の下校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

### 5 場 所

小・中学校周辺の交差点や駅等 11カ所（別紙「街頭指導分担表」参照）

### 6 参加者（団体）

青少年健全育成町民会議、区長会、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、社会教育委員会、体育協会、文化協会、商工会、交通安全協会、県青少年育成推進指導員、石川県退職女性校長会、小・中・高等学校の児童・生徒及び教職員、PTA連合会など

### 7 声かけの対象

町内小学校の児童、中学校・高等学校の生徒など

### 8 活動内容

各場所で状況に応じて、あいさつや声かけをする。

<交通ルールに関する声かけ>

- ・自転車の2人乗りや傘差し運転をしない
- ・自転車に乗って携帯電話を使用しない
- ・自転車は夜間の点灯をする
- ・自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する（小・中学生）
- ・信号を守る

- ・横断歩道を渡る
- < 駅などでのマナーに関する声かけ >
- ・地面や床に座らない、たむろしない
  - ・大声で携帯電話を使用しない
  - ・ゴミを捨てない

その他、次のとおりキャンペーンの周知を図る。

- ・小学校の児童、中学校・高等学校の生徒（保護者）に啓発チラシを配付する。
- ・学校や街頭指導場所にのぼり旗を設置する。
- ・ホームページやケーブルテレビを活用する。

## 9 その他

- ・街頭指導の際は、腕章を着用する。（PTA、交通安全協会などを除く。）
- ・荒天の場合も街頭指導を実施する。
- ・期間中に万が一事故が発生した場合は、速やかに町民会議事務局へ連絡する。

## 10 お問い合わせ先

宝達志水町青少年健全育成町民会議事務局  
（宝達志水町教育委員会生涯学習課内）

TEL 29-8320 FAX 29-2333

# 令和2年度グッドマナーキャンペーン 街頭指導分担表

民：民生・児童委員協議会 保：保護司会 更：更生保護 社：社会教育委員会議 体：体育協会  
 文：文化協会 商：商工会 青：青少年育成推進指導員 (※)担当団体は、1名以上での街頭指導をお願いします

(実施時間) 午前7:10~7:40

		9/1(火)		9/2(水)		9/3(木)		9/4(金)		9/7(月)		9/8(火)		備考
押水地区	今浜交差点 (ファミリーマート前)	文		文		文		文		文		文		
	米出インター口 交差点 (佐藤石材店前)	更		更		更		更		更		更		
	河原交差点 (旧国道471号) (県道229号 宝達今浜線)	商		商		商		商		商		商		
	松田タタミ店角 (相見小学校近く)	保		保		保		保		保		保		
	JR宝達駅前 (西口)	民		民		民		民		民		民		
	JR免田駅前	体		体		体		体		体		体		
志雄地区	子浦北交差点 (北國銀行志雄支店前)	青		青		青		青		青		青		
	大衆食堂一心亭前 交差点	更		更		更		更		更		更		
	子浦大橋交差点 (吉野屋側)	民		民		民		民		民		民		
	樋川小学校前 交差点 (白虎山公園そば)	文		文		文		文		文		文		
	JR敷浪駅前	社		社		社		社		社		社		

## 令和2年度グッドマナーキャンペーン具体的な声かけ例

### ★重点目標★

- ・気持ちのよい挨拶をしよう！
- ・自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう！
- ・スマートフォンの操作など「ながら運転」「ながら歩き」はやめよう！

おはよう  
ございます！



### ●公共マナー

- ・気持ちのよい挨拶をしましょう。
- ・割り込み乗車はやめましょう。
- ・混んでいる時は、荷物をひざの上か網棚におきましょう。
- ・バスや電車の中で大声を出すのはやめましょう。
- ・地面や床に座ったり、たむろしたりするのはやめましょう。
- ・道路等にごみを捨てるのはやめましょう。

児童・生徒がマナーや  
ルールを守ってよかった  
と思える声かけもいい  
ですね。

### ●交通ルール

#### <歩行者>

- ・信号を守りましょう。  
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・右側通行をしましょう。  
→【通行区分】道路交通法第10条第1項
- ・歩道を通りましょう。  
→【通行区分】道路交通法第10条第2項
- ・横断歩道を渡りましょう。  
→【横断の方法】道路交通法第12条第1項

#### <自転車>

- ・携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転するのはやめましょう。
- ・イヤホンなどで音楽等を聴きながら運転するのはやめましょう。  
→【安全運転の義務】道路交通法第70条、【運転者の遵守事項】道路交通法第71条第6号  
【運転者の遵守事項】石川県道路交通法施行細則第12条第5号、11号、12号
- ・信号を守りましょう。  
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・一列で走りましょう。  
→【軽車両の並進の禁止】道路交通法第19条
- ・交差点では一時停止しましょう。  
→【指定場所における一時停止】道路交通法第43条
- ・迷惑駐輪はやめましょう。  
→【停車及び駐車を禁止する場所】道路交通法第44条、【駐車を禁止する場所】道路交通法第45条
- ・夜間はライトをつけましょう。  
→【車両等の灯火】道路交通法第52条第1項、  
【道路にある場合の灯火】道路交通法施行令第18条第1項第5号、  
【軽車両の灯火】石川県道路交通法施行細則第9条第1項
- ・二人乗りはやめましょう。  
→【乗車又は積載の制限等】道路交通法第57条第2項  
【軽車両の乗車又は積載の制限】石川県道路交通法施行細則第10条の2第1号
- ・傘さし運転はやめましょう。
- ・ヘルメットを着用しましょう。



# 押水地区

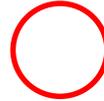
松浦味噌交差点  
(相見小近く)

米出インター口交差点



河原交差点

今浜交差点



JR宝達駅前

JR免田駅前



